

これだけは知っておきたい

行政職員の

常識

総務部市町村課
財政班理財担当

地方債について

今回は、市町村の主要な歳入の一つ「地方債」についてご紹介します。若手の湯田くんは、地方債について、疑問に感じた点を新太先輩に質問します。

湯田 先日、国債残高が過去最大の水準となったというニュースを見たんですけど、地方自治体にも地方債っていう借金があるんですよね。地方債ってどんな経費に対して起こすことができるんですか。

新太 地方債はどんな経費に対しても起こせるというわけではないんだ。そもそも地方自治体の歳入は、原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければならぬこととされていて、地方債を財源として活用できる経費は地方財政法や特別法などで限定されているんだよ。地方債を起こすことができる経費は下の表のとおりで、事業の目的別に地方債の事業区分が設けられているんだ。

湯田 なるほど。そうすると、例えば学校を建設しようとする場合は学校教育施設等整備事業、下水道を整備するときは下水道事業と

新太 いう事業区分の地方債を起こせるんですね。基本的にはそうなんだけど、事業内容によつては、複数の地方債事業区分に該当する場合があるんだ。学校の場合でも校舎の建設なら、学校教育施設等整備事業だけでなく、過疎地域で過疎計画に基づくものなら過疎対策事業、合併市町村で合併建設計画に基づくものなら旧合併特例事業に該当する可能性があるよ。地方債を起こすと後年度地方交付税で措置されるものがあったり、地方債事業区分によつて交付税の措置のされ方が違うんだ。だから、どの地方債事業を活用するかも慎重に考えなければならぬんだ。

湯田 それぞれの地方債事業区分についてしっかり確認しておく必要があるんですね。では、市町村は地方債を起こしたいときにはいつでも自由に起こすことができるんですか。

新太 これも手続きが決まっています。市町村が地方債を起こすには、原則として、あらかじめ知事へ協議を行い、同意を得る必要があるんだ。具体的には、市町村から提出された起債計画書等に基づき、県は総務省へ起債協議等一覧表を提出した後、①市町村長は、知事に、起債協議等一覧表の範囲内で協議を行い、②知事は総務大臣と同意に係る

湯田 なるほど。次に市町村が知事に協議等をする際に注意すべきことを教えてください。次のことは特に大事なことだよ。

- ① 地方債を財源としようとする事業が、適債事業であること。適債事業であるかどうか、起債の対象経費になるかどうかは、国が「地方債同意等基準」で各事業ごとに定めており、公共施設等の建設事業に関しては、次の経費は原則として起債できないこと。
 - ・単なる維持補修費
 - ・1か所あたりの工事費が少額なもの
 - ・基本設計費など一般的調査費
 - ・耐用年数の短い施設整備費
 - ・消耗器材費
- ② 事業自体が適債事業である場合でも、地方債を財源としなければならぬのか、地方税その他の一般財源によつて実施することができないかどうか、将来の財政運営の健全性を損なうことにならないかを考慮して判断すること。
- ③ 水道事業や下水道事業など特別会計を設けて公営企業が行うこととされている事業に要する経費は公営企業債に区分されること。また、

公営企業債については、その元金償還と支払利子の負担がその企業の健全経営に支障がないこと。適正な料金収入や一般会計等からの繰入金を前提とした採算性が確保されていること。

湯田 地方債ってただの地方自治体の借金だと思っていましたけど、いろんな決まり事があるんですね。最後に地方債の最近の動向を教えてください。

新太 最近だと「公共施設等適正管理推進事業債」と「公営企業債」の対象事業に「脱炭素化事業」が令和4年度から新しく追加されたんだ。具体的には、下の図のように、地球温暖化対策計画をふまえた公共施設や公営企業の①太陽光発電の導入②建築物のZEBの実現③省エネルギー改修の実施④LED照明の導入を対象とした脱炭素化に向けた改修事業が対象だよ。このうち④のLED照明の導入は、LED照明器具本体の設置事業が対象で、工事を伴わない電球の交換のみは対象外だから注意が必要だね。話題の脱炭素化についても、対象事業があるんですね。先輩の話聞いてとても勉強になりました。今年度の起債事務が適切に行えるよう頑張りたいと思います。

地方債を起こすことができる経費

根拠法令等	地方債を起こすことができる経費とその理由	地方債の主な事業区分等	
地方財政法第5条によるもの	① 公営企業に要する経費	当該事業の収益により償還財源が確保されているため。	水道事業、病院事業、下水道事業等
	② 出資金・貸付金	配当金又は回収金により、償還財源が見込まれるため。	一般事業(出資金、貸付金)
	③ 地方債の借換えに要する経費	新たな債務を負うものではないため。	各事業債における借換債
	④ 災害復旧等に要する経費	臨時的かつ突発的に地方公共団体の意思にかかわらず事業の執行を余儀なくされるため。	災害復旧事業
	⑤ 公共・公用施設の建設事業費	事業効果が後世に及びることから世代間の負担の公平性を図るため。	公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業等
特別法等によるもの	⑥ 合併特例事業、辺地及び過疎対策事業、地方財源の不足を補うもの等	個別に法律で地方債を起こすことが認められているため。	旧合併特例事業、辺地対策事業、過疎対策事業、退職手当債、臨時財政対策債等

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営事業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 【事業費】 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費(脱炭素化事業)と同様

【事業期間】 令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担(繰出)とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置



自治体職員のお悩み・相談テーマを募集します♪

前号に引き続き、自治体職員のみなさまのお悩みを募集します。

日頃の業務における不明点や相談事、こんなことを教えてください!といったことなど、下記の応募フォームよりぜひお寄せください。

新潟県職員が、みなさまのお悩みにお答えします!

